

令和8年 下呂市農業委員会第3回総会議事録

開催日時	令和8年3月4日	14:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室	
出席委員	1 番 今井 学                      6 番 中島 義彦                      7 番 熊崎 升美 8 番 中川 輝男 (推)              9 番 小田 忍 (推)                  10 番 田中 覚章 (推) 11 番 寶 賢一                      12 番 二村 浩                      13 番 二村 昭司 (推) 16 番 福井 順也                  17 番 中島 次郎 (推)              19 番 熊崎 徹 (推) 22 番 谷口 寿貴                  23 番 中島 悠                      24 番 日下部 道男 (推) 25 番 井戸 克彦 (推)	
欠席委員	2 番 熊崎 秀幸                      3 番 石原郁夫 (推)                  5 番 熊崎 みどり 14 番 中島 尊治                  15 番 鎌倉 宏之                  18 番 今井 明浩 (推) 20 番 中桐 由起子 (推)          21 番 中島 義雄                  26 番 杉山 裕 (推)	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 8 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 9 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 10 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画 第4 その他	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数13名、本日の出席数8名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 なお、本日は会長と職務代理が欠席のため、議長の選出をお願い致します。議長の指名については、本日の農業委員の出席者の中で年長者である中島義彦委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声】</b></p> ご異議無いようですので、中島義彦委員に議長をお願いします。 中島義彦委員は、議長席へ移動をお願いします。	
議 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 1 番 今井 学 委員 7 番 熊崎 升美 委員 をお願いいたします。	
議 長	議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。	

事務局

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、無償による所有権移転が1件、有償による所有権移転が1件提出されています。

番号1については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。  
航空写真では、倉庫が建っていますが、現在は撤去済みです。

番号2については農振農用地です。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地です。

以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。

議長

ただいま事務局より説明がございました農地法第3条申請2件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局

担当委員欠席のため、事務局が代読します。場所は\*\*\*のすぐ下の辺りです。航空写真では建物が建っていますが、現在は取り壊されています。土地所有者は相続しましたが、遠方に居住しており、管理ができないため、この近隣に住む従妹に贈与するとのことです。譲受人はさつまいもなどを栽培し、畑として適正に管理するとのことで問題ないと思います。

6番

2番について説明します。場所は\*\*\*から1キロほどの場所です。何筆もありますが、現地は1筆の田です。譲渡人は管理できないということで、譲受人は近隣で農業をしているため、問題ありません。

議長

状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

議長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請2件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

議長

ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。

議長

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の4ページをお開きください。

議長

事務局より状況説明をお願いいたします。

事務局

議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が4件、店舗等施設への転用が1件、面積については、田114㎡、畑1,193.13㎡です。

番号1については、申請地を一般個人住宅の駐車場及び庭園として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号2については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内にJR飛騨宮田駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

事務局

番号3については、申請地を店舗用施設として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号4については、申請地を一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号5については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。

ただいま事務局より説明がございました農地法第4条申請5件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

6番

1番について説明します。場所は\*\*\*の向かい側です。家を新築する際に周辺を調べていたところ、追認案件があり、申請をされたとのこと。

6番

2番について説明します。場所は\*\*\*から50mの場所です。この家が建っている土地を譲渡するにあたり調べていたところ、農地であることがわかったとのこと。追認案件であり、やむを得ないと思ひます。

事務局

担当委員欠席のため、事務局代読します。3番について説明します。場所は\*\*\*から東へ100mくらいの位置です。店舗用施設として利用している追認案件です。周辺に農地は無く問題無いと思ひます。

事務局	<p>担当委員欠席のため、事務局代読します。4番について説明します。場所は****から北へ120mくらいの位置です。南側に農地はありますが、承諾を得ています。宅地に隣接した進入路として利用している追認案件です。問題ないと思います。</p>
事務局	<p>担当委員欠席のため、事務局代読します。5番について説明します。場所は****から南東へ450mくらいの位置です。一般個人住宅として利用している追認案件です。周辺に農地は無く問題無いと思います。</p>
議長	<p>状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請5件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。</p>
	<p><b>【挙手全員】</b></p>
議長	<p>ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。</p>
議長	<p>議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の6ページをお開きください。</p>
議長	<p>農地法第5条許可申請8件につきまして、事務局より状況説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、集団住宅への転用が1件、道路用地への転用が2件、鉱工業用地への転用が2件、店舗等施設への転用が1件、面積については田717㎡、畑4,925.84㎡です。</p> <p>番号1については、申請地を譲り受け、情報通信業の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内にJR飛騨宮田駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は4条申請されているため、問題は無いと思われます。</p> <p>番号2については、申請地を譲り受け、公衆用道路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>

事務局

番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

番号4については、申請地を譲り受け、建設業の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、第2種農地と特定土地改良事業等施行区域内の第1種農地です。第1種農地は原則不許可ですが、隣接地と一体利用する面積の3分の1以内であれば不許可の例外として、許可の要件を満たします。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

番号5については、申請地を譲り受け、コンクリート製造業敷地として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま

事務局

番号6については、申請地を譲り受け、分譲住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

番号7については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の駐車場及び庭園として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われま

番号8については、申請地を譲り受け、太陽光発電施設の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま

以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。

議長

ただいま事務局より説明がございました農地法第5条申請8件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

6番

1番について説明します。場所は\*\*\*から北へ50mほどの場所です。隣接している宅地の駐車場と庭園として利用したいとのことです。周辺は家に囲まれており問題ないと思います。

6番

2番について説明します。場所は\*\*\*から1kmほどの場所です。申請地の5筆を道路として利用しているため、今回申請されています。この道路は長年地元で使われており、追認案件ですので、やむを得ないと思います。

8番	3番について説明します。場所は***から南東へ300mくらいの位置です。譲受人は家が手狭になったため、家を新築するものです。祖母から借用する使用貸借です。周辺農地は申請人の所有地であり問題ないと思います。
13番	4番について説明します。場所は***から1キロほどの対岸にある農地です。昨年の7月に砂利採取の一時転用の申請が提出されました。現在は農地に戻っています。今回はこの土地を建設残土で盛土にして最終的には資材置場として利用する申請です。事前に畜産組合にも採草地として農地の紹介をしましたが、利用したいとの声はありませんでした。土地所有者は高齢で家族も管理する予定がありません。譲受人についても公共事業の残土処理に困っているとのことです。交通的に不便な場所で、貸付人、借受人の状況を考えるとやむを得ないと考えます。
事務局	担当委員欠席のため、事務局代読します。5番について説明します。場所***から西へ120mくらいの位置です。以前から会社の敷地として利用されている追認案件です。周辺に農地は無く問題無いと思います。
事務局	担当委員欠席のため、事務局代読します。6番について説明します。場所は***から東へ60mくらいの位置です。分譲住宅として利用したいとのこと。隣接地に農地はありますが、申請人の所有地であり問題ありません。
事務局	担当委員欠席のため、事務局代読します。7番について説明します。場所は***から北へ120mくらいの位置です。住宅の庭園及び駐車場として利用したいとのこと。隣接地に農地はありますが、同意を得ているため問題ありません。
24番	8番について説明します。場所は***付近の土地です。この土地周辺は過去に太陽光発電敷地として転用許可されています。この場所だけが申請漏れになっていたようです。南側は道路、周辺は5条許可されている土地ですので問題ないと思います。
議長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
6番	4番の案件ですが、1,000㎡を超えている開発ですので、開発協議が必要だと思いますが、進捗状況はどうなっているのでしょうか。
事務局	開発協議については、建設課と協議中とのこと。協議の書類については、農務課でも確認しています。また、河川法などの他法令の許可の状況も随時報告を受けています。他法令の中で許可がクリアできないと農地法が許可できないものもあるため、農地法の許可が保留される可能性があることを申請者に伝えていません。
議長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請8件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

議長 ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

議長 議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について説明いたします。農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。1枚目が新規契約です。14番から19番について、右側の表で丸の位置が他の土地と違います。現在の契約状況について、その他の賃貸借・使用貸借とあります。既に廃止された、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定が入っていたところですが、今回から中間管理事業を通じて更新します。1番から13番までは新規契約となります。出し手13人、受け手2人、合計面積17,032㎡です。2枚目は貸付先の変更契約です。中間管理機構から貸す担い手を変更する書類です。地権者の変更はありません。1番から31番については\*\*\*、32番については\*\*\*に変更となります。地目が山林の土地がありますが、桑畑として利用しています。受け手2名、合計面積40,711㎡です。次に今後のスケジュールについて説明します。本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、最短で3月30日から権利設定されることとなります。

以上、農用地利用促進計画素案の意見決定について審議をお願い致します。

議長 ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

議長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

議長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

議長 以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。

議長 その他、ご意見、ご質問はありますか。

議長 以上をもちまして、第3回 下呂市農業委員会を閉会します。

16時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番